

「附則第9条第2項に係る制度」論 点整理（案）

改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会
附則第9条第2項に係る制度 論点整理（案）

以下の各事項について、制度上又は運用上、改めるべき点はあるか

- 1 合意制度等の導入
 - (1) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入
 - 合意制度によらない取引による供述の獲得等を禁止する明文規定を設けるべきか
 - いわゆる自己負罪型の合意制度を設けるべきか
 - (2) 刑事免責制度の導入
- 2 通信傍受の合理化・効率化
- 3 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化
 - 保釈の裁判に当たり、否認又は黙秘している事実を不利益に取り扱ってはならない旨の明文規定を設けるべきか
 - 身柄拘束の代替手段を拡充すべきか
- 4 弁護人による援助の充実化
 - (1) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大
 - 被疑者国選弁護制度の対象を逮捕段階に拡大すべきか
 - (2) 弁護人の選任に係る事項の教示の拡大
 - 弁護人の選任に係る事項の教示の運用を改めるべきか
- 5 証拠開示制度の拡充
 - (1) 証拠の一覧表の交付手続の導入
 - (2) 公判前整理手続の請求権の付与
 - 公訴事実に関係のある事件について、請求があったときは公判前整理手続に付さなければならないこととするか
 - (3) 証拠開示の対象の拡大
 - 類型証拠及び主張関連証拠の開示の手続を改めるべきか
 - 検察官が証拠開示の回答をすべき期限を定めることとするべきか

6 犯罪被害者等・証人を保護するための措置

- (1) ビデオリンク方式による証人尋問の拡充
- (2) 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入
- (3) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入

7 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ

8 自白事件の簡易迅速な処理のための措置

- いわゆる有罪答弁制度を導入すべきか
- 即決裁判制度の対象事件を拡大すべきか